

電動トロリー付電気チェンブロック

電動トロリー付電気チェンブロック設置報告

■クレーン等の製造、設置およびクレーン操作、玉掛け就業制限に関する諸規則要約表

つり上げ荷重	0.5t		1t		3t		5t	
	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上
規則の適用	適用除外	設置報告書			製造許可	設置届	落成検査	検査証
		労働基準監督署長			労働基準監督署長			
					労働基準局長			
クレーン 運転業務	クレーン運転特別教育							
	床上操作式クレーン運転技能講習 (荷とともに移動するもの)							
	クレーン運転士免許							
クレーン 玉掛け業務	玉掛 特別教育							
	玉掛技能講習							

■クレーン等安全規則（抄）

（設置報告書）第11条

令第13条第25号のクレーンを設置しようとする事業者は、あらかじめ、クレーン設置報告書（様式第9号）を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

下の報告用紙をB5に拡大してご使用ください。

※電気チェンブロックだけ（トロリーと結合しないで）ご使用になる場合は、設置報告書はいりません。

設置報告書

様式 第9号

（備考） 1 表題の（ ）内には、クレーンまたは移動式クレーンの別を記入すること。 2 事業の種類欄には、日本標準産業分類（中分類）による分類を記入すること。	事業の種類			
	事業の名称			
	事業の所在地			
	設置地			
	種類及び型式			
	つり上げ荷重		設置予定年月日	
	製造者名		製造年月日	

注）製造者名はクレーン製造者またはテルハ製造者名を記入して下さい。

平成 年 月 日

報告者 氏名

㊞

労働基準監督署長殿